

東京都管理河川の氾濫に関する 減災に向けた取組方針（改定）

令和5年5月16日

東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、東京管区气象台、関東地方整備局、東京都総務局、東京都生活文化スポーツ局、東京都都市整備局、東京都住宅政策本部、東京都福祉保健局、東京都建設局、東京都港湾局、東京都交通局、東京都水道局、東京都下水道局、東京都教育庁、オブザーバー（警視庁、東京消防庁）

目次

1. はじめに P1
2. 本協議会の対象河川 P3
3. 本協議会の構成員 P4
4. 東京都管理河川の概要と近年の溢水実績 P7
5. 減災のための目標 P10
6. 目標達成に向けて実施する取組 P11
7. フォローアップ P16

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。

このことから、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会より「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申され、国土交通省において、施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、その翌日に「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめられた。国直轄河川では減災対策協議会が設置された。

そのような中、平成 28 年 8 月には、台風第 10 号等の一連の台風によって、国管理河川の支川や都道府県管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、平成 29 年 6 月 19 日に「水防法等の一部を改正する法律」が施行され、都道府県大規模氾濫減災協議会が創設された。その翌日に国土交通省において、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、緊急行動計画として取りまとめられた。

これらを踏まえ、平成 29 年 12 月 19 日に東京都管理河川においても、河川管理者、区市町村等の多様な関係機関が連携・協力し、減災のための目標を共有し、対策を一体的・計画的に推進するため、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」（以下「本協議会」という。）を設置した。

本協議会においては、東京都管理河川の特性を踏まえ、想定し得る洪水氾濫等に対し、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について、「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」（以下「取組方針」という。）として平成 30 年 6 月 28 日に取りまとめた。

平成 30 年 7 月豪雨等により各地で極めて甚大な被害が発生したことを受け、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申された。この答申で、減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされていることを踏まえ、平成 31 年 1 月 29 日に国土交通省により緊急行動計画が改定された。

この緊急行動計画に基づき、「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「人的被害をなくすこと」、「物的被害を最小限度にとどめること」の実現に向けて、多様な主体が連携して洪水氾濫等による被害を軽減するため、令和 2 年 5 月 22 日に本取組方針を改定した。

令和 3 年度は、本取組方針で定めた取組の目標年次にあたることから、平成 29 年度から令和 3 年度までの取組状況や今般の社会情勢の変化などを踏まえ、令和 4 年度以降の

取組方針として改定する。

引き続き、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき、連携して減災に向けた取組を推進し、毎年開催する協議会において、その進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

2. 本協議会の対象河川

本協議会の対象河川は、以下のとおりである。

【一級河川】：90 河川

(利根川水系)

旧江戸川、新川、中川、綾瀬川、新中川、大場川、伝右川、圀川、毛長川

(荒川水系)

旧中川、隅田川、月島川、大横川、大島川西支川、大島川東支川、大横川南支川、北十間川、横十間川、大横川支川、仙台堀川、平久川、古石場川、小名木川、豎川、神田川、日本橋川、亀島川、妙正寺川、江古田川、善福寺川、石神井川、新河岸川、白子川、黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川、奈良橋川、霞川、成木川、黒沢川、北小曾木川、旧綾瀬川、芝川、新芝川、直竹川

(多摩川水系)

多摩川、海老取川、谷沢川、野川、仙川、丸子川、入間川、三沢川、大栗川、乞田川、太田川、程久保川、浅川、湯殿川、兵衛川、山田川、川口川、南浅川、案内川、城山川、御霊谷川、山入川、小津川、醍醐川、残堀川、谷地川、秋川、養沢川、北秋川、平井川、氷沢川、鯉川、玉の内川、北大久野川、大荷田川、鳶巣川、日原川、小菅川、大沢川、三沢川分水路

(鶴見川水系)

鶴見川、恩田川、真光寺川、麻生川

【二級河川】：10 河川

目黒川、呑川、古川、渋谷川、境川、内川、立会川、越中島川、築地川、汐留川

3. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
東京都	建設局長（本協議会の設置主体）
千代田区	千代田区長
中央区	中央区長
港区	港区長
新宿区	新宿区長
文京区	文京区長
台東区	台東区長
墨田区	墨田区長
江東区	江東区長
品川区	品川区長
目黒区	目黒区長
大田区	大田区長
世田谷区	世田谷区長
渋谷区	渋谷区長
中野区	中野区長
杉並区	杉並区長
豊島区	豊島区長
北区	北区長
荒川区	荒川区長
板橋区	板橋区長
練馬区	練馬区長
足立区	足立区長
葛飾区	葛飾区長
江戸川区	江戸川区長
八王子市	八王子市長
立川市	立川市長
武蔵野市	武蔵野市長
三鷹市	三鷹市長
青梅市	青梅市長
府中市	府中市長

昭島市	昭島市長
調布市	調布市長
町田市	町田市長
小金井市	小金井市長
小平市	小平市長
日野市	日野市長
東村山市	東村山市長
国分寺市	国分寺市長
国立市	国立市長
福生市	福生市長
狛江市	狛江市長
東大和市	東大和市長
清瀬市	清瀬市長
東久留米市	東久留米市長
武蔵村山市	武蔵村山市長
多摩市	多摩市長
稲城市	稲城市長
羽村市	羽村市長
あきる野市	あきる野市長
西東京市	西東京市長
瑞穂町	瑞穂町長
日の出町	日の出町長
檜原村	檜原村長
奥多摩町	奥多摩町長
気象庁東京管区气象台	気象防災部長
国土交通省関東地方整備局	江戸川河川事務所長 荒川上流河川事務所長 荒川下流河川事務所長 京浜河川事務所長
東京都	建設局河川防災担当部長 第一建設事務所長 第二建設事務所長 第三建設事務所長 第四建設事務所長 第五建設事務所長

	<p>第六建設事務所長 西多摩建設事務所長 南多摩東部建設事務所長 南多摩西部建設事務所長 北多摩南部建設事務所長 北多摩北部建設事務所長 江東治水事務所長</p> <p>総務局防災計画担当部長 生活文化スポーツ局私学部長 都市整備局都市基盤部長 住宅政策本部住宅政策担当部長 福祉保健局総務部長 港湾局港湾整備部長 交通局車両電気部長 水道局浄水部長 下水道局計画調整部長 教育庁総務部長</p>
--	--

オブザーバー機関	構成員
警視庁 東京消防庁	警備部災害対策課長 警防部長

4. 東京都管理河川の概要と近年の溢水実績

(1) 河川の概要

東京都の地勢は、東西に長くひらけており、秩父山塊の一部を形作っている西部の山地、武蔵野台地と呼ばれる中央部の台地及び東京湾に接する東部の低地の大きく三つに分けることができる。

このような地勢から、東京の河川は、おおむね西部から源を発して東京湾へ流下する河状を呈している。水系別に分けると、主として西部山地の水を集める多摩川水系、多摩丘陵の南部を流れる鶴見川水系、武蔵野台地の過半を流域とする荒川水系、東部低地帯を貫流する利根川水系及び直接海へ注ぐその他の水系の5つに大別される。

ア 多摩川水系

多摩川は、山梨県甲州市の笠取山に源を発し、西部山地における大部分の支川の水を集めて南東に流下し、中流部で多摩丘陵の支川を合わせ、さらに下流部において武蔵野台地の一部支川を合流して羽田地先で東京湾に注いでいる。その流域面積は1,240km²で山梨県、東京都及び神奈川県の一都二県にまたがる一級河川である。

イ 鶴見川水系

鶴見川は、町田市小山田に源を発し、多摩丘陵を東流し、真光寺川を合わせて神奈川県に入り、その後、恩田川、鳥山川等の支川を合わせてさらに南東に流下し、横浜市、川崎市の住宅地や工業地帯を湾曲して流れ、東京湾に注ぐ流域面積235km²の一級河川である。

ウ 荒川水系

荒川は、埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に源を発し、同県内でいくつかの支川を集めて東京都内に入り、北区赤羽で隅田川を分派し、江東区砂町地先で東京湾に注ぐ流域面積2,940km²の一級河川である。

荒川から分派した隅田川は、新河岸川を合流し、途中、石神井川、神田川等の支川を合わせて東京湾に注いでいる。

エ 利根川水系

利根川は、群馬、新潟両県の県境大水上山に源を発し、片品川、吾妻川、烏川、神流川、渡良瀬川、鬼怒川などの数多くの支川を集めながら関東平野の大部分を網羅し太平洋に注ぐ、流域面積が日本最大の16,840km²の一級河川である。

中川は、埼玉県羽生市に源を発し、南下して東京都内に入り、葛飾区高砂町地先

で新中川を分派し、通称七曲りといわれる蛇行をくり返しながらか東四ッ木地先で綾瀬川を合流し、以下中堤を介して荒川沿いに流下し東京湾に注いでいる。その流域面積は 987km² の一級河川である。

江戸川は、千葉県野田市で利根川から分流し、千葉県、埼玉県及び東京都の境を南に流下し、市川市行徳付近で旧江戸川を分派し、さらに南下し、東京湾に注いでいる。流域面積は 200km² の一級河川である。

オ その他の水系

上記の一級水系に属さず、直接海に注ぐその他の水系として、古川や目黒川、立会川、呑川などの城南地区を流れる河川、町田市と神奈川県との境を流れる境川、などの二級河川がある。

(2) 近年の溢水実績

○平成 17 年 9 月 4 日豪雨災害の状況

23 区西部を中心に記録的な集中豪雨となり、神田川及び支流の妙正寺川、善福寺川など 8 河川から溢水し、都内全体で 5,827 棟の浸水被害が発生した。

特に被害が大きかった神田川流域では、約 3,587 棟の浸水被害を記録した。

○平成 20 年 8 月 28 日豪雨災害の状況

平成 20 年 8 月 28 日に発生した豪雨では、町田市図師で 1 時間に 115 ミリ、八王子市恩方では 1 時間に 86 ミリの猛烈な雨を記録した。境川など 2 河川で溢水し、都内全体で 302 棟の浸水被害が発生した。また、境川では馬場橋や二国橋付近において護岸等が被災した。

○平成 22 年 7 月 5 日豪雨災害の状況

石神井川流域のほぼ全域で 1 時間 50 ミリを超える降雨を記録した。特に下流域で猛烈な雨が降り、板橋区板橋では、時間最大 114 ミリの降雨を記録し、溝田橋付近で溢水した。都内全体で 810 棟の浸水被害が発生し、特に被害が大きかった石神井川流域では、660 棟に上った。

○平成 26 年 7 月 24 日豪雨災害の状況

平成 26 年 7 月 24 日に発生した豪雨では、西東京市芝久保で、時間最大 77 ミリの降雨を記録した。善福寺川で溢水し、都内全体では 169 棟の浸水被害が発生した。

○平成 28 年 8 月 22 日から 23 日台風第 9 号災害の状況

台風第 9 号の接近・通過により、立川市上砂町では、時間最大 81 ミリを記録した。柳瀬川など 3 河川で溢水し、都内全体では 403 棟の浸水被害が発生した。

○令和元年 10 月 12 日から 13 日台風第 19 号災害の状況

台風第 19 号の接近・通過により、多摩地域を中心に 25 区市町村で大雨特別警報が発表されるなど、記録的な大雨となった。11 日～13 日にかけての総雨量は、多摩地域の西多摩郡奥多摩観測所では 650 ミリ、23 区西部の練馬区越後山橋観測所では 348 ミリを記録した。

この大雨により、都管理河川では南浅川や秋川など 7 河川が溢水するとともに、国管理河川の多摩川でも溢水するなど、都内全体では 1323 棟の浸水被害が発生した。このうち、都管理河川からの溢水による浸水被害は 61 棟であった。

5. 減災のための目標

「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画に基づき、本協議会では東京都管理河川の特性を踏まえた中で、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、各構成員が連携して令和8年度を目途に達成すべき減災目標を、以下のとおり設定した。

【達成すべき目標】

東京都管理河川の氾濫等に伴う水害に対し、確実・迅速な情報伝達及び避難指示等の発令体制を構築することにより「人的被害をなくすこと」及び関係機関が積極的な連携のもと実施される水防活動により「物的被害を最小限度にとどめること」を目指す。

【目標達成に向けた3つの柱】

上記の目標の達成に向け、下記取組を基本事項として、具体的な取組を実施する。

- 円滑かつ迅速な避難のための取組
- 的確な水防活動のための取組
- 迅速な氾濫水の排水に関する取組

6. 目標達成に向けて実施する取組

各構成員がそれぞれ又は連携して実施する減災に向けた取組は以下のとおりである。

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

◆情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	・避難指示に直結する氾濫危険情報等を、直接区市町村長へ伝達する取組の促進	区市 都
	・避難指示等の発令判断を支援する情報を、区市町村避難指示部署等へ伝達する取組の促進	区市町村 都
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況の確認 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準の確認	区市町村 気象台 都
③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水・高潮情報の提供	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について、住民等への周知方法の確認、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組の促進 ・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸についての情報共有	区市町村 気象台 都
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報の整理と運用	区市町村 気象台 都
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有 ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善を検討	区市町 都
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等に基づいた避難場所、経路の検討 ・隣接区市町村の避難場所の共有、連絡体制の構築	区市町村 都
⑦要配慮者利用施設等における避	・洪水浸水想定区域図や浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等に基づいた要配慮者利用施設及び	区市町村 都

<p>難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認</p>	<p>地下街等の立地状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成状況及び避難訓練実施状況の確認 ・地域防災計画に定められた地下街等における浸水防止計画の作成状況及び避難訓練実施状況の確認 ・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練の実施、避難経路の精査 	
-----------------------------	--	--

◆平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
<p>⑧ 想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有 ・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を基に、浸水想定区域図を指定（水防法第14条） ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し 	<p>都 市町村</p>
<p>⑨ 水害ハザードマップの作成、改良と周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基にした水害ハザードマップの作成促進と作成状況の共有 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法の検討 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良についての検討 	<p>区市町村 都</p>
<p>⑩ まるごとまちごとハザードマップの促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例の共有 	<p>区市町村 都</p>
<p>⑪ 浸水実績等の周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水実績等に関する情報の共有、住民等へ効果的に周知する取組の実施 	<p>区市町村 都</p>
<p>⑫ 自助・共助の仕組みの強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民一人ひとりの避難計画等の作成促進 ・水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知の検討 	<p>区市町村 都</p>

	・地域防災力の向上のための人材育成	
⑬住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定の共有、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施	区市町村 気象台 都
⑭防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組の実施	区市町村 気象台 都

◆円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
⑮水位計、河川監視用カメラ等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報の共有 ・水位計（危機管理型を含む）、河川監視用カメラの配置検討と設置状況（設置予定含む）の共有 ・ダム放流警報設備等の適切な維持管理の実施 	区市町村 都

2) 的確な水防活動のための取組

◆水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
⑯水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検の実施 ・各構成員が保有する水防資機材についての共有、円滑な水防活動の実施に向けた検討 	区市町村 都
⑰水防訓練の充実	・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練の実施	区市町村 気象台 都
⑱水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報（水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等）の取組状況の共有	区市町村 都
⑲水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水氾濫等に対してより広域的、効率的な水防活動を実施するための協力内容等の検討	区市町村 都

◆多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
⑳ 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況の確認 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法についての検討と運用 	区市町村 都
㉑ 洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害の確認、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化等）についての検討 	区市町村 都

3) 氾濫水の排水に関する取組

◆氾濫水の排水に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
㉒ 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法等の共有 ・大規模水害時における排水作業準備計画の共有 	区市町村 都

4) その他の取組

◆その他の事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	取組機関
㉓ 堤防など河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画に基づく河川管理施設整備の実施 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木・堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理の実施 	都 区
㉔ 樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組についての共有 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法についての情報の共有 ・都管理の樋門・樋管等についての施設の確実な運用体制の検討 	都
㉕ 水防災社会再構	<ul style="list-style-type: none"> ・防災、安全交付金を確保した水防災意識社会再構 	都

築に係る地方公共団体への財政的支援	築の取組の支援	
②⑥適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報の共有	都
②⑦災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練への参画 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報の共有	区市町村 気象台 都
②⑧災害情報等の共有体制の強化	・D I S（災害情報システム）にて災害情報や避難情報の迅速な共有	区市町村 都
②⑨地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等の共有 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報の共有	国

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、地域防災計画や東京都水防計画、河川整備計画等に反映することなどにより、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。原則、本協議会を毎年開催し、取組の進捗状況や水防に関わる技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。